

様式第 13 (第37条第 2 号関係) (平18財文科厚労農水経産環省令 1・全改)

※ ① "contains" living modified organisms and are not intended for intentional introduction into the environment (遺伝子組換え生物等を「含む」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと) ② "may contain" living modified organisms and are not intended for intentional introduction into the environment (遺伝子組換え生物等を「含む可能性がある」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと)
※※ The common, scientific and, where available, commercial names of the living modified organisms (遺伝子組換え生物等の一般名称、学名及び可能であれば商品名)
※※※ The internet address of the Biosafety Clearing-House for further information (追加的な情報のためのバイオセーフティに関する情報交換センターにおけるホームページアドレス)
The contact point for further information (追加的な情報のための連絡先) (1) Name, address and contact details of the exporter (輸出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細) Name (氏名又は名称) Address (住所又は所在地) Tel, telex or fax number (電話、テレックス又はファクシミリの番号) Contact person (連絡責任者) (2) Name, address and contact details of the importer (輸入者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細) Name (氏名又は名称) Address (住所又は所在地) Tel, telex or fax number (電話、テレックス又はファクシミリの番号) Contact person (連絡責任者)

(注)

- ※の欄には、分別生産流通管理等により遺伝子組換え生物等を含むことが確実である積荷にあっては①を、分別生産流通管理等が行われておらず遺伝子組換え生物等を含む可能性がある積荷にあっては②を選択して記載すること。
- ※※の欄には、経済協力開発機構 (OECD) において商業化段階にある遺伝子組換え植物に適用されるものとして開発された識別記号等の国際的な識別記号が付されているものには、その記号を括弧内に記入すること。
- ※※※の欄には、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第20条に規定するバイオセーフティに関する情報交換センターに関連する情報が掲載されている場合に、そのホームページアドレスを記入す

ること。

4. 書類の記入については、英文のタイプ印書又はブロック体の大文字のペン書きとすること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。